平成２７年（フ）第８９号
岩手県花巻市大迫町大迫第４地割93番地
債務者　伊藤　勝則
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第９０号
岩手県花巻市西大通り２丁目17番22号　アクティヴタウン〇棟
債務者　嶋村　佳裕
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第９１号
岩手県和賀郡西和賀町下左草80地割81番地２
債務者　山田　　弘
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第９２号
岩手県北上市相去町下大谷地12番地１
債務者　畠山　敬子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第９３号
岩手県北上市大堤北２丁目２番５－203号
県営大堤アパート、旧住所岩手県北上市鬼柳町笊渕134番地４　ドリームハイツ５－201号
債務者　山崎　　倫
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第９４号
岩手県北上市鬼柳町古川82番地　ハイムヴィンテージ204号
債務者　武田　　勉
1　決定年月日時　平成27年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第５２号
山梨県都留市田野倉869番地
債務者　佐々木利明
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第２１８号
長野県松本市横田１丁目17番９号
債務者　柏木八千代
1　決定年月日時　平成27年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１７６号
徳島県板野郡松茂町広島字小喜来２番地２　パシャ松茂Ⅱ　102号室、旧住所高知県高知市一宮中町３丁目２番４号　コーポ桜ノ宮405
債務者　田中　　亮
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後３時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３６号
沖縄県那覇市字仲井真379番地１　レジデンス新垣510
債務者　新里　正人
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３５０号
沖縄県南城市佐敷字佐敷53番地
債務者　赤嶺　秀和
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３０８号
岐阜県本巣市長屋727番地
債務者　ＲＥＣＨＥＲＣＨＥこと　箕浦　秀章
1　決定年月日時　平成27年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１４９号
滋賀県東近江市沖野５丁目10番25号
債務者　川副庄次郎
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第８１２号
兵庫県三木市志染町西自由が丘２丁目14番地の３
債務者　Ｒｙｕ　ｉｎｔｅｒｉｏｒこと　木下　竜二
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８１３号
兵庫県三木市志染町西自由が丘２丁目14番地の３
債務者　木下　康恵
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８３３号
神戸市長田区鹿松町３丁目１番23号、従前の住所神戸市長田区名倉町２丁目５番６号
債務者　大野　一人
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部